

東京都男女平等参画審議会
第2回配偶者暴力対策部会

(令和7年度第2回)

令和7年7月25日

生活文化局

1 日時

令和7年7月25日（金）前10時00分から11時59分まで

2 開催方法

対面（オンライン併用）

3 会議次第

（1）開会

（2）計画改定の方角性の検討

- ・現計画について
- ・次期計画の構成案について
- ・第1回男女平等参画審議会総会及び配偶者暴力対策部会における主な意見

（3）その他

（4）閉会

4 出席委員

片岡弥恵子委員、佐光正子委員、佐々木真紀委員、
納米恵美子委員、濱田智崇委員、藤森和美委員

(午前 10 時 00 分 開会)

○両角部長 お待たせしました。本日は、お忙しい中、ご出席くださいますようお願いいたします。定刻となりましたので、これより東京都男女平等参画審議会第2回配偶者暴力対策部会を開会させていただきます。

生活文化局男女平等参画担当部長の両角でございます。よろしくお願いいたします。

第1回と同様、本日もオンライン併用で実施させていただきたいと思います。まず、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に資料をお送りしておりますが、本日の資料は4種類でございます。会場にお越しにいただいている委員の皆様におかれましては、お手元のタブレット端末から資料をご覧いただければと存じます。

次に、本日の出席状況についてご報告いたします。

本日ですが、片岡委員がアクセスに時間がかかっているということでございますけれども、もうしばらくしたら入られるということですので、全員が出席でございます。

それでは、進行は藤森部会長にお願いしたいと思います。藤森部会長、よろしくお願いいたします。

○藤森部会長 おはようございます。それでは、議事に入ります前に、部会及び会議録の公開・非公開につきまして確認いたします。

まず、会議の公開・非公開についてですが、前回の部会と同様に、このまま公開で進めさせていただきたいと思います。次に、議事録の取扱い及び作成方法についてですが、こちらも前回の部会と同様に、全文氏名入りでホームページに公表いたします。議事録の作成方法は、事務局で議事録案を作成し、発表者の皆様にご確認をお願いし、最終的な確認は部会長に一任させていただきます。なお、個人情報に関わる事項等がある場合は、発言者でご相談させていただきます。

それでは、次第2、計画改定の方向性の検討から入らせていただきます。

まず、本日の議論の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○平澤課長 それでは、事務局の男女平等参画課長の平澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議論の内容について、私から説明をさせていただきます。

まず、本部会及び男女平等参画審議会のスケジュールについて、ご説明をさせていただきます。

資料3、今後のスケジュールにお示ししておりますとおり、今画面にも投影しておりますが、本日の第2回の部会において、次期計画の方向性についてご審議をいただきまして、それで次回の第3回の部会では、審議会総会において、部会として報告をする中間まとめ案についてご検討をいただく予定としております。したがって、本日は部会としてこういった内容を中間まとめ案で報告するかといった視点を踏まえて、計画の構成についてもご議論をいただければというふうに考えております。

では、続いて資料4をご覧ください。

こちらは、現行の配偶者暴力基本計画の構成を記載したものでございます。現行計画では配偶者暴力対策として、大きく分けて記載の八つの項目、そして男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策として、四つの項目について取組の方向性などを示してございます。

次のスライドです。

参考として本計画の経緯を示しております。

本計画は、配偶者暴力対策に係る具体的施策を展開するため、DV被害者支援の各フェーズに応じて、記載の7分野の目標を掲げて、平成18年に策定されたものでございます。そして、平成29年3月の改定において、男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策として、下の段にございます4項目について、追加をして掲載をしたという流れになっております。

次のスライドをお願いします。

本計画の構成について説明をいたします。

国が策定いたしました、配偶者からの暴力の防止等の施策に関する基本方針、こちらの方針におきましては、都道府県の基本計画の視点として、暴力の防止、被害者の保護、自立支援に至る各段階について、施策の内容を検討することとされております。それを踏まえまして、都の計画といたしましても、DV被害者支援の各フェーズに応じた構成となっております。

具体的には、予防を啓発、早期発見して、相談をして保護、生活再建がございまして、それを支えるものとして関係機関等との連携や人材育成がございます。また、調査研究を実施いたしまして、各施策に反映しているところでございます。下段の枠内には、参考として国の基本方針の内容を記載してございます。

次のスライドをお願いいたします。

先ほどの話を踏まえまして、次期計画の構成案についてでございますが、事務局といたしましては、スライドにお示ししておりますとおり、基本的には配偶者暴力対策、そして男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策について、引き続き、これまでの柱に沿った形で構成させていただきたいというふうに考えてございます。

なお、6の人材育成の推進の括弧内の二次被害防止と適切な苦情対応、こちらにつきましては、取組といたしましては研修の内容が多いため、人材育成の推進に含む形としてございます。本日は、この次期計画構成案につきましても、賛成のご意見、またはもっとこうしたほうが良いといった意見がございましたら、そちらについてもご議論をいただきたいというふうに考えてございます。

次のスライドをお願いいたします。

次のスライドからは、これまでの審議会や部会の中でいただいたご意見について、計画を各項目別にまとめたものでございます。本日は、これまでいただいた内容も踏まえまして、さらなる議論の深掘りや、これまで意見をいただいていない男女共同参画を阻害する様々な暴力への対策、これらの項目に関しても、ご意見を頂戴したいというふうに考えてございます。

それでは、これまでいただいた意見について説明をさせていただきます。まず、項目、暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見に関するご意見でございます。

一つ目、実態調査で、パンフレットカードなどについて、手に入れやすいと感じる場所について調査結果がございましたが、これらについて周知する場所、周知の方法についても検討する必要があるという意見。そして2番目が、男性のDV被害者がいることも踏まえて、男性被害者に関する取組の広報も検討する必要があるという意見もいただいております。また、3点目、医療関係者と話す中では、DVに関する固定観念を感じることがあるというところで、DVに係るアンコンの払拭も必要といった意見をいただいております。

また、続いて、DV被害者が自分が悪い、自分が弱いからといった思い込みを持つ、あるいは一般の方が被害者の精神疾患について正しく理解されていないようなところも見受けられるといったところで、心理教育的なアプローチも必要といったご意見も頂戴しています。

また、昨今では、DV被害者の中で高齢の問題や障害の問題など、問題が重複しているというところで相談しにくいといった方々もいらっしゃるのです、そういった方々にど

う情報を伝えるかも検討する必要があるという意見をいただいております。

続いて、多様な相談体制の整備に関するご意見でございます。

一つ目が、高齢者間のDVについてはどちらかが認知症を患っていて、認知症への理解のなさから暴力が生じるケースがあるといったご意見、そして2点目が、外国籍の被害者も多くなっているけれども、公的なサービスを受けられない方もいるというところは、今、民間が頑張っていて支援しているという現状についてのご意見もございました。また、女性相談員の数については、自治体によって大きな偏りがあるといったご意見もございます。

次のスライドをお願いします。

続いて、安全な保護のための体制の整備に関するご意見でございます。

配偶者暴力防止法の改正によって、精神被害を受けた場合にも保護命令というのが対象となったというところではございますが、実際の支援の場では使えないというふうに言われているところもございまして、もっと保護命令を発令できるようにしてほしいといった意見もございました。

続いて、自立生活再建のための総合的な支援体制の整備に関するご意見でございますが、例えば、ステップハウスに入居して低賃金ながら働いているという方もいらっしゃる。そういった方は、貯金をして次のステップに進むということはなかなか難しいというところで、支援に関しては一時的なものではなく、継続した支援が必要といった意見をいただいております。

また、被害者の中にはPTSDなどを抱えた方もいらっしゃるというところで、継続して働くのが困難といったケースもあるというところで、しっかりと働けるまで継続したサポート体制を築くことが必要だという意見もいただいております。

また、DV被害者のための住宅に関して、都としても住宅セーフティネット制度などございますが、その認知度を向上する必要があるというところでご意見も頂戴しております。

次のページをお願いいたします。

次に、関係機関団体等の連携の推進に関するご意見でございますが、一つ目、被害が緊急かつ大変なときには、関係機関が皆で守れるような流れができていると、当事者は安心できる。続いて、支援者の教育も含めて、各機関が縦割りではなく横断的に連携しながら支援していくことが必要であるといった意見。三つ目は、相談を受けた後に次の

別の場所を、相談先を紹介するケースなどについては、どういう場合にどこを紹介するといった基準を関係機関内で共有できていれば、スムーズな支援が期待できるといったご意見も頂戴しています。

また四つ目、自治体によって状況が違う中で、東京都として、広域自治体として基礎自治体をバックアップする必要があるといったご意見。そして最後に、小規模な民間団体は人的経済的な点で慢性的な問題、課題を抱えているというところで、経済的な支援が必要というご意見でございます。

最後に、人材育成の推進、そして調査研究の推進に関するご意見でございます。

経済力がついて、被害者の方々が自分で不動産を共有で持っているというようなケースでは、逃げないことを選択するというケースも増えてきているというところで、一時保護にならないケースに対応できるように、支援者の育成や新しい支援方法の検討が必要といった意見。

そして、続いて民間団体の構成員の高齢化が進んでいるという現状に対しまして、構成員の育成が必要であるという意見を頂戴したところでございます。

以上が、これまでにいただいたご意見でございます。

本日は、次期計画の構成案について、また、各項目において、加速すべき取組、あるいは不足している点などについて、ご意見を頂戴できればと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

○藤森部会長　ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえて、次期計画改定に向けたご意見をいただきたいと思います。

まずは、事務局から示された次期計画の構成案について、ご意見等をいただきたいと思います。なお、発言する際は、最初にご自身のお名前を名のっていただくようお願いいたします。気がついたところ、どこからでも結構ですので、各委員の方、忌憚のないご意見をお願いいたします。

○納米委員　納米です、よろしくお願いいたします。

○藤森部会長　よろしくお願いいたします。

○納米委員　計画の組立てに入る前に、確認をしておいたほうがいいと思うことが幾つかございます。

一つは、今回の計画改定は、女性活躍推進計画の改定と並行して進むと理解しております。そうしますと、そちらの計画の内容と、今、私たちが議論しようとしているこの

計画との関連性を考えておいた方がいいのではないかなと思います。といいますのは、ジェンダー平等が進まないことが、暴力が起こる背景にもなっていますし、その逆として、その暴力が起こることがジェンダー平等を阻害しているという関係にもあると思いますので、女性活躍推進計画の中で、この計画がどのように扱われるのかということについて、確認をしたほうがよいというのが1点目です。

それから、恐らくこの計画が最終化されていくときには、柱立てがあって、その柱立ての中身に入る前のところに、現計画での到達点がこうであって、何が課題であるのかという認識が示されて、よって次のタームでは、ここに取り組んでいかななくてはならないという状況認識及び方向性が打ち出されるのではないかなと思うんですね。その部分について、本日はご説明がないので、確認をさせていただきたいと思いました。

また、三つ目は、スケジュールなんですけれども、スケジュールを拝見いたしますと、この二つの計画になるんでしょうかね。もしくは、その一つの男女平等参画部会のほうが親計画で、こちらのほうがそれに付随する計画ということになるのかもしれないんですけれども、その二つについて、パブリックコメントは1回ということですよ。そうすると、そこでどのレベルのものを公開していくのかという詳しさのレベルを考えたほうがよいと思います。やはり、都民に向けての公開、都民が意見を言う機会が、このパブコメの機会であるとする、かなり成案に近いものを示したほうがよろしいのではないかなと思います。

もちろんそれについては、いろいろなご意見は出ると思うんです。パブリックコメントの中には、ジェンダー平等についてのご理解が必ずしもあるとは言えないというようなご意見もあるかもしれないんですけれども、やはり、本日の会議もフル公開であるということですし、公開性、透明性ということは担保したほうがよいのではないかなと思いました。

以上の3点です。

○藤森部会長　ありがとうございました。事務局のほうで、この3点についてご意見はございますでしょうか。

○平澤課長　では、今いただきましたご意見で、1点目の女性活躍推進計画との関係というところなんですけれども、おっしゃるとおり、今、男女平等参画部会についても、女性活躍の計画の部分を中心に議論をしているところでございまして、こちらの部会と同じく第2回の部会を29日、来週火曜日に開催する予定となっております。

そちらの議論の内容につきましても、両部会の議論の内容というところは、それぞれ共有する形で進めていきたいというふうに考えておりますので、そちらは今後、対応させていただきます。

また、2点目の現計画の到達点に関しましては、今お示しできていないというところのご指摘がございましたので、そちらについては、今後対応を考えさせていただきたいと思います。

3点目のスケジュールでございますけれども、パブリックコメントに関しましては、10月にスケジュールの中で予定してございますのは、その審議会の中間まとめに対するパブリックコメントを予定してございます。最終的な女性活躍の計画と配偶者暴力の計画を合わせた男女平等参画推進総合計画としては、来年度にパブリックコメントを実施し、計画に対する都民のご意見も聞かせていただいて、それを最終的に計画に反映した形で計画を確定するというプロセスを予定してございます。

今年度に関しましては、中間まとめに対する都民意見を頂戴するという事になってございます。

最終的な計画として、成案に近いものというよりは中間まとめとして、前回の計画の例でいきますと、政策の方向性について審議会の委員の皆様から東京都に対して、こういう方向性にすべきというところを答申で最終的にはいただく、その答申に向けた中間まとめについて、パブコメも前回も実施してございますので、方向性といった内容を記載したものが中間まとめになるというふうに考えてございまして、それに対して都民意見を聴取するというところで、スケジュールとしては考えているところでございます。

事務局からは、以上でございます。

○両角部長 今、納米委員からいただきました2点目の課題のところでございますけれども、第1回の総会ですとか前回の部会の中で、資料を出させていただいて、この項目については現状こういう状況にあるというところを示させていただいておりますので、その辺りもご参考に検討いただけたらと思います。以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。

男女平等参画推進総合計画の本会議のほうの進行と、この配暴の審議会の方向というのは、納米委員がおっしゃるように、かぶってるところはどうしても出てくると思うんですよね。

それは、向こうがやっているからという形で、遠慮しない、こちらはこちらでどんど

んそれは進めていけるという考え方でよろしいでしょうか、事務局。

○平澤課長 そのお考えで結構でございます。

○藤森部会長 そこは同時進行で会議が動いてるものですから、常に確認できる状態ではないところもあって、遠慮なくこちらはこちらでこれは必要なんだというふうに考えれば、それは示していったいいんだと考えております。

ほかの委員、いかがでしょうか。

○佐々木委員 次期計画の構成案というところで、この七つの配偶者暴力対策の項目があるんですけども、一つですね、私たちは民間支援団体の連合体みたいなのをやっているわけですけども、団体の育成みたいなのをに入れていただけないかと。育成というか、人材の育成の推進という以前に団体がなくなってきているので。そこを何か一つ、柱の中に言葉を入れてもらえないかなというのを思っています。

この背景に、ウィメンズプラザで民間団体を支援する助成金というのやってらっしゃるんですけども、その助成金を受けたいという団体が非常に少なくなっているということがあります。私たちが聞いたところも、今まで10年ぐらい受けていた助成金の申請をしなかったという団体が出てきています。やはり今までの同行支援などいろんな支援をやっている支援員さんたちの背景が変わってきている。若い人たちが生活しながらこういうボランティア事業に関わるのは難しい、という時代の変化みたいなものがあります。新しい支援団体を支援する手法が必要なんじゃないかと言われているところなのです。

なので、例えば、ウィメンズプラザの民間団体の活動資金は、連携している団体が幾つかあって、その人たちが事業をするスキームになっています。コーディネーターがいて、コーディネーターの費用は連携する事業じゃないと出ないとか事務費が出ないとか、あと、謝金が1万5,000円って書いてあるんですけども、実際に助成金として支払われるのは半額だけですね、7500円。その半分は団体が持たなきゃいけない。それか当事者からいただくか。

それ以外はどうするのかがあり、もう、団体では持ち切れないとなっていて、そこも何とかならないかと話していたんです。やはりもう無理だということにはなっています。

なので、民間団体がどうやってうまく機能していくのかというのは、何かもっと根本的なところで、この配偶者暴力対策の柱のひとつの中に入れていただけるとありがたいなと思っているところです。

○藤森部会長 待遇面で若いスタッフが入ってくれないという現状があつて、事実上マンパワーも、運営するための費用に関しても、なかなか補助が得られないという現実があると思うんですが。

現実的にNPOであるとか、そういう団体だけで賄っていくということが今後この少子化の中で、若い人たちも少なくなっていく中で、現場の感覚としてはどういうふうにお感じになっていらっしゃるでしょうか。

○佐々木委員 この中でも話出てきていますけれども、行政でできる部分は行政でやってもらう、そこを厚くするというのとは一つ大きな課題ではあります。けれども、一方で行政ではなし得ない部分がどうしても出てくるのをどうするかなんです。

この配偶者暴力は、緊急であつたり、危険なものであつたり、行政の枠の中でできない部分をフォローしているというのが実際なので、それはやっぱり民間しかできない部分をやってもらえるのであれば、ありがたいというのが現実だと思うんです。

土日はやらないとか、夜間はやらないとか、緊急で病院に同行する、時間外に同行するのは行政はできないと。週末には、じゃあ、自分でホテルかどこかに泊まって、月曜日になって、9時になったら役所に来てくださいと言って、それで賄えるんですかというところなんです。

なので、緊急とか何かイレギュラーが発生し得る事業を、どうやって回していくのかというのを考えたときに、やっぱりフレキシビリティが高い民間というのとは必要だというふうに考えるのが、何か現実的かなとは思ってます。

○藤森部会長 一方で、緊急性が高くて危険性が高いということを民間の方をお願いしてしまっている現状で、もっと公的なものとしてそういう部門をきちっと立ち上げてほしいというような、そういう感じはありますか。

○佐々木委員 あります。当然、それがあつてのフォローだとは思いますが、民間の役割というのは結構重要ではあるんです、この業界的には。

○藤森部会長 通常ですね。緊急であつて危険性が高いというのは、そこで働く人たちにとってみたら、危険手当が出たりとか緊急の特別な手当が出て、初めてそこで労働と。

○佐々木委員 見合うものだと。

○藤森部会長 報酬が、そうですね。そこが全く、あまり考慮されずに今進んでいて、だんだんマンパワーが枯渇していつている、予算も枯渇していつているというところをご指摘していただいている感じですね。

○佐々木委員　そうです。今までは無理してでも頑張ってきたんだろうけれど、それがもうできなくなっているんだと思います。だから、半額助成でも皆さん頑張っていたんですけど、それがもう受け入れられなくなっている状態だと思います。

○藤森部会長　そこで、団体の育成ということが重要であるというふうに考えるという。団体の育成ということは、経済的な支援も含めてということですね。

○佐々木委員　バックアップも含めて、はい。

○藤森部会長　ありがとうございました。

○佐々木委員　よろしくお願いします。

○藤森部会長　事務局、いかがですか。

この辺の、民間にだけ、その緊急時危険のところの支援をお任せしている状況。民間だけではないと思うんですけども、お任せしている比重が大きいというところが負担になっているというところは。

○平澤課長　事務局、平澤です。

この場で東京都として何かお答えするというよりは、部会の中でのご意見ということで、この意見の中では集約をさせていただく形にさせていただければと思います。

○藤森部会長　そうですね。結果を求めているわけじゃないんですが、そういう形で部会としてやはり、その民間団体の補強という形をもっと目に見える形ではっきりと示していただきたいという形が多分、佐々木委員のご希望なんだろうなと推察いたします。

ほかの委員、いかがでしょうか。

○納米委員　今の件なんですけれども、その団体の育成ということを、行政の計画の中に書くことがなじむかというのは、いろいろな考えがあると思うんです。

やはり各団体の自立性ということもありますので、なのでこれ提案なんですけれども、今の骨子案の中で、例えば、2番目に多様な相談体制の整備というふうにありますけれども、ここを多様な相談体制と被害者支援の基盤整備というような文言にして、その中にいろいろな施策を盛り込んでいくというのはいかがでしょうか。

○佐々木委員　基盤整備だと思います、私も。

○藤森部会長　そうですね。はい。

確かにご指摘があるように、たくさんの背景を持ったいろんな団体がいらっしゃるところの難しさというところは、そのとおりだと思います。

○佐光委員　今おっしゃったことですが、やはり基盤整備に当たると思います。同行支援

がどんなに大事で必要であるかは皆さん十分に理解されていると思います。その同行支援を実際にやっていくときに、現在は半額助成という考え方が基盤になっています。

それは根拠があって決められていることだと思いますし、半額助成をどうにかしてほしいというのは、とても難しいことだとは思いますが、やはり当事者中心の観点からいうと、既にあるものが先に動くのではなくて、今ある現実に沿って、どうしたら同行支援を何とか続けていけるのかと考えてほしい。半額助成でなければ何とかやっていける、やっていきたい、と思っています。そこを変えていってほしい。それもこの基盤整備に当たるというふうに考えていただきたい。

現場で疲弊したり、コーディネーターの長時間、目に見えない時間の働きに対しても、民間がそこを担っていけるような体制を作るための支えがあったらと思います。

せっかくある経験とか、信頼関係とか、目に見えないものを消してしまわないように、ぜひ、民間団体が生き続けられるよう、そして次につないでいけるよう、こちらに明記されるものが増えていったらうれしいです。

○濱田委員 濱田から、今までの話とまた別なんですけれども、私、男性の立場からということでお話をさせていただくと、今回のまず、最初の全体の方向性ということで、できればそういう意識を持って作っていただきたいというのが一つありまして。

というのは、やはり男女平等がなかなか進まないのは、男性の意識が変わっていきにくい。男性が、なかなか自分事として当事者性を持って男女平等参画に関わることができにくくなっているということがあるのではないかというふうに思うんですね。

なかなか関心を持ってもらいづらいですし、男性の意識を変えていくことが、全体として男女平等に進んでいく。やはりどうしても、その男性の意識の改革が欠かせないかなというふうには思うんですけれども、その辺りは女性活躍推進計画のほうで盛り込まれることなのかもしれませんが、こちら暴力のほうなので。

ただ、実は暴力の問題というのは、男性にとっては分かりやすいというか、示しやすいというか、という部分があると思うんですね。と申しますのは、男性もDV被害や性被害に遭うんだと、被害者になり得るんだということが、なかなかまだ浸透し切れていないと思うんですね。

その辺りが、社会的に意識が広がるということが、もちろん男性の被害者を減らす、救済するというのもそのものにも役に立つとは思いますが、多くの男性に、実はこういう問題というのは自分事なんだと、自分も、要は男性も被害に遭い得ることな

んだというふうに認識することで、意識しやすくなるのではないかということ。

本当の当事者、被害者、当事者ではなくても、そういう意識を持ちやすくなるのではないかなというふうに考えているところがあるんですね。

要は、女性に対して、もちろん女性に対する暴力をなくしていくということは、引き続き、強く打ち出していかなければならないところだと思うんですけども、その色合いが濃くなればなるほど、多くの男性たちというのは、俺は違うみたいな、俺はそんな加害者にはならないとかいう形で、どんどん意識が離れていってしまうというところがあると思うんですよね。

何かもう、性被害に関しても、DVに関しても、セクハラに関しても、何か自分が怒られたくないというようなところでどんどん意識から離れていってしまうというところがありますので、そうではなくて、これはもう本当に性別にかかわらず、みんなの問題なんだということが示せるような形を作っていくことが、この配偶者暴力対策のほうからできるのかなと。

あるいは、付随する性被害、性暴力被害とかに関しても、現行のパンフレットとかいろいろ参考資料見せていただきましたけれども、性別に関わらずとか書いてあるんですけども、もうちょっと男性向けに、男性も当事者なんだよということが分かるような啓発が必要なのかなというふうに考えました。

ひとまず以上です。

○藤森部会長　ありがとうございました。

女性の支援ということが今、中心になっていたかなというところなんですけど、この男性を盛り込むことをどういうふうに、この会議の中で方向づけていくかというところ。男性を盛り込むというか男女平等だということで盛り込んでいくというところを、ここも少しご議論いただければと思います。

納米委員、どうぞ。

○納米委員　今の点なんですけれども、ただ、この計画の名称として配偶者という用語にしても、その性暴力被害者、それからストーカー被害者という言葉について、別にジェンダーを特定していないわけですよね。

ですので、国の現行の分野名は女性に対する暴力という言葉が使われていますけれども、東京都が作ろうとしているものの用語には、別に今のところ性別を特定している用語は使われていないので、例えば、方向性を書く前文のようなところに、女性の被害が

多いけれども男性であるとか、多様なセクシャリティーの人も被害に遭っているという
ような認識を書くとか、そういった方向で扱えるのではないかと思います、いかがで
しょうか。

○藤森部会長　そうですね、その間口をきちっと広げて、男性も入っていますよという
ことも、または多様なジェンダー、性別の方も入れていけばというご意見でした。

○佐々木委員　すみません。その今の話で、補足なんですけど、性被害を受けてる人た
ちの支援をしている方の話で、やはり最近、新しい問題として、男性の性被害、ネット上
の出会い系サイトを使った詐欺被害に遭っているケースというのがすごく出てきている
と聞きます。

表に出てきにくい事例。その方が自死されて初めて、PC情報を見てそれが発覚したと。
目に見えないところで浸透しているというのを聞きました。

なので、多くの場合は自分の性的な情報が流されて、それを理由にして、お金を取ら
れると。流すよって脅されて、何回もお金を振り込んでいるという、そういう現実があ
ると言っていました。

なので、新しい事例が出てきていることを知らせていく必要があるという気はします。
全然、女性だけじゃないんですね。

○藤森部会長　そうですね。

○佐々木委員　より深刻です。表に見えない分、深刻ですね。

○藤森部会長　性的な写真を、リベンジポルノのように、個人的に付き合っていた人がさ
らすというだけではなくて、SNS上で知り合った人にわいせつな写真を要求されて、
送ってしまった人たちが、それをさらすということで、女性も男性も今、被害がかなり
増えてきているというのが、ニュースなんかにも載っていますよね。

そういう被害が時代とともに、新しい被害がどんどん出てきているんだという現実も、
こういう施策の中にどんどん取り込んでいかないといけないなということは感じており
ます。

○佐々木委員　お願いします。

○平澤課長　部会長、事務的な連絡ですが、片岡先生がオンラインの会議に入室されてお
ります。

○片岡委員　遅くなって申し訳ありませんでした。

○藤森部会長　いえいえ。途中からですけど、どうぞ、ご意見どんどんおっしゃっていた

できれば助かります。

○片岡委員 はい。理解しながら発言させていただきます。

○納米委員 この構成案の柱立てなんですけれども、配偶者暴力対策と、それから様々な暴力への対策と両方に関わることだと思うんですけれども、加害への対応という視点が弱いように思うんです。

例えば、性暴力のワンストップに関する資料ですとか、犯罪被害防止講演会関係の資料ですとか、痴漢ですとか、そういったものも拝見したんですけれども、やはりその被害者がどう気づいて支援を求めるか、支援するかという視点のほうが強くて、痴漢などの場合、傍観者がどう介入していくかというようなことについての言及もあったんですけれども、加害への対応という視点が弱いように思うんです。

ですので、この二つのことに共通するものとして、その加害への対応という柱立てをしてはどうかというふうに思います。加害者がいなくなると被害がなくならないので。

○佐光委員 質問なんですけれども、配偶者暴力対策の5番目の(2)民間団体との連携・協力の促進とありますが、この民間団体は、団体でなければいけないのでしょうか。今後、横串で多様な連携をしていくに当たって、民間市民活動では、今、居場所が広がり活発になっています。相談に行き着かない前の対策として、市民活動というのもこの民間団体に加えて入ると、大きな動きが見えてくるのではないかと期待するのですが、その辺は入らないのでしょうか。

○藤森部会長 佐光委員の今、イメージされている民間活動という、市民活動ですかね、どんなものを具体的にイメージされていますか。

○佐光委員 具体的には、例えば、NPOとか団体同士がつながるというのでは民間団体になりますけど、その周りにいる市民の活動している人たちを巻き込んで、DV被害者の居場所とか障害者の居場所とか特定の人を対象とするのではなく、どんな困り事でも来れるよというような居場所が、いろいろな場所にたくさんできていくと、そこで情報をやっと得られたり、適切な支援につながる橋渡しをする人たちが増える。

それから、区民とか市民の人たち、男性女性多数のいろんな人の意識を高めていくということにもすごく力を発揮したり、大事なハブになるといいますか、そういうものが生まれると、今までとは違った新しい動き、社会の動きが出てくるのではないかと、そんなことを期待してイメージしています。

○藤森部会長 市民活動をそういうところで立ち上げていくときに、中核となるリーダーがいたりとか、意識を高める啓発的な何か研修をしたりとか。居場所を作るにしても、物理的なものとか経済的なものというふうな、仕掛けがどうしても必要になるような気がするんですけども、自然発生的なというよりは、むしろ仕掛けを作っていくみたいな感じですかね。

○佐光委員 今おっしゃってくださったとおりで、中核になる団体が必要だと思います。そこへの支援ということだと、団体への促進ということに当てはまるかと思いました。

○藤森部会長 そうすると、最前線でその被害者支援をするとか、付添いをするとかという緊急時とか危険時の活動をする団体と、もう少し市民とその被害者をつなぐ、被害者が生まれているような方たちをピックアップするようなことを目的とする団体も、できてもいいんじゃないかというご意見でしょうか。

○佐光委員 はい、そういった多様な困り事をつなげる動きのできる団体が増えたり、そこへの支援が生まれてくれたら、それが育っていったら、いいなというふうに思います。

○藤森部会長 具体的に、そういう活動をしてらっしゃる団体とかご存じですか。

○佐光委員 今、私たちが正にそれをやっております。周りの、今までは直接一緒に動くことのなかった施設、団体、相談窓口など、それぞれに動いてきた人たちが集まって、居場所を共同で開くということを始めました。

多様な支援現場の人たちと開く居場所をやり始めて、横つながりの力を実感したものですから、こういう形があちこちで生まれてくれたら、隙間に落ちてしまう、どこの制度にも当てはまらないという人たち、あるいは相談行っただけ駄目だったと諦めた人とか、行ったり来たりする人たちを孤立させないでつないでいける、面で支えていけるという手応えを今感じ始めたものですから、申し上げました。

○藤森部会長 立ち上がりから、今実感を感じている成果、そしてその中でも、課題も多分あるんだと思うので、それを皆さんに何らかの形で知っていただくような場面を作ることも大事ですよ。

○佐光委員 はい。

○濱田委員 先ほどの納米先生からのご指摘を受けてなんですけれども、加害への対応が不足しているのではないかというのは、もう正しくそのとおりだと、私も思います。

加害をしてしまった人へのプログラムということももちろんですし、新たな加害者を生まないための、心理的な教育も含めてやっていく。特に、大学生の男性を見ていると、

やはり強いほうがいいし、女性を支配できるほうがいいんだというような価値観がまだまだ残っている部分が見受けられますので、若い世代に対する事前のそういう教育なんかも必要なのかなというふうに思ったりはいたします。

また、被害者の方が、被害の支援をどう求めるかということだけではなくて、加害者と向き合うというか、ある意味その加害者を知るというようなことでも、加害被害の関係がどういうふうに心理的に起きているかというようなことが、もう少し被害者の方にも分かっていただく必要があるだろうし、そのためには人材育成のところとも関わってくると思うんですけれども、その支援者がそういう加害被害関係について、よりよく分かっている必要が、もう少しその辺り、スキルアップが必要なのかなというふうには考えております。

それと関連して、精神的被害がなかなか、保護命令につながらないというようなことも出ておりましたけれども、例えば、精神科の医療現場でのそういうDVであったりとか、ジェンダーであったりとか、あるいは、パワーとコントロールに関する理解というのがまだまだ不足していますし。

医師もそうなんですけれども、これはうちの業界の問題だと思うんですが、公認心理師、現場の公認心理師も多分あまりそういう教育を受けてませんし、公認心理師、臨床心理士は、スクールカウンセラーもやっていますので、学校でもそういうことというのは、子供を通じていろいろと気づくことができる、早期にそういう問題を発見できる可能性もありますので、そういう専門家、心理の専門家に対しても、もっとジェンダーであったりパワーとコントロールの教育が必要なのかなというふうにも考えました。以上です。

○片岡委員　今の濱田委員のご意見の前半のところの、教育のところなんですけれども、いわゆる中学生、高校生のデートDVの防止に関する教育というののどのくらい普及しているのか疑問です。

中高生に、性に関する教育に関しても包括的な性教育ということで、その中にDVの話、性暴力の話というのが入っているんですね。

ですから、この包括的な性教育、セクシャリティーの教育の中に、ジェンダー平等であるとか、性暴力、DVの防止、対等な関係って何だろうかというようなこととかを若者に普及をしていくというのは非常に重要だなというふうに、聞いていて思いました。

皆さんイメージないかもしれないんですが、私の助産師という職業は、中学校、高校

に出向いて、特別講師のような形で中学校、高校に呼ばれて、このデートDVの話であるとか、性に関する教育というのを地域でやっているんですけれども、そういうふうな、いろんなリソースはあると思うので、できるだけ東京都だったら全ての中学とか高校で、こういうふうな教育を進めていくというような計画も入ってくると、もしかしたら、時間はかかるかもしれませんが、最終的な防止というところにはつながるのではないかなと思いました。以上です。

○藤森部会長　ありがとうございます。

実際、被害者、性暴力被害だとか、モラルハラスメントとか、大人の被害を、今、大人とか、思春期とか、そういう子供たちの被害もあるのですが、もっと小さい子供たちも被害を受けていることというのは、性暴力に関して言うと、今、出てきていますし、学校の教員が性加害をしてしまうとか、盗撮するとかという問題が、今、非常にクローズアップされているのですけれども、問題は昔から多分あったのだと思います。

そういう犯罪はあったと思うので、一つは、それはもう本当に大学生レベルでスタートしたのでは遅くて、もっと小さい頃から、小学生から、もう本当に幼稚園から、保育園からやっていかななくてはいけない、相手を暴力で脅してはいけないとか、悪口を言うてはいけない、相手を傷つけるようなことを言うてはいけないということを、教育レベルではそこを、本当にスタートが実はすごく早くないと駄目なのだということが一つ横たわっているかなという感じはします。

もう一つは、被害者の方と加害者の両方に言えることなのですが、私、家庭裁判所で調停委員をしていたりすると、もめているところの中に、双方にある場合もあるし、片方の方にある場合もあるのですけれども、発達障害とか、精神障害の何らかの特徴を持った方がいらっしゃる事があって、自閉症スペクトラムという、いわゆるアスペルガーのような方たちは結構能力が高くて、大企業に勤めて年収何千万も持ってる方がいたりするのです。

そうすると、そういう人たちを、パワーのある男性だと分かって結婚しているのだけれども、いざ結婚してしまうと、お金だけではなくて、精神的にもハラスメントのところに持っていかれたり、ときには暴力にもなってしまうみたいなことを、加害者側が自閉症スペクトラムの方もいらっしゃるし、被害者は、その字義どおりに捉えてしまうので、ごめんと謝られたら、謝られたからもう許さないといけないみたいなことで思ってしまうみたいなところがあって。その辺の複雑さをどう整理していくかというのは、現

場でとても難しいなというふうには考えていて。

片岡委員のおっしゃるように、早い教育、そのこのところをこの枠の中で。この会議中の仕組みの中は、どうしても今困っている人たちというふうになりがちなのですけれども、これから困る人たち、または子供たち、その間にいる、夫婦の間にいる子供たちへの被害というのが出ているのが現実で、DV被害の子供たちが不登校になったり、自傷行為をしたりというような現場はすごく多くなっているというところは、どこか子供の視点というのを入れていただければなと思いました。

○片岡委員 追加なのですけれども、私たちの仲間の助産師が、保育園とかへの教育というのを言っていて、やはり子供たち、幼児から、やはりこのプライベートパーツ、ここはもう自分で、ほかの人に触らせちゃいけない場所だよとか、こういう状況になったら、こうやって声を上げるんだよというようなことから、やはり教えていくということがあるので。

やはり本当に子供の性被害は多い、多いというか、すごく今、大きな問題にもなっているので、やはり成人期だけではなくて、やはり子供たちのところから教育や防止に向けてどういうふうに取り組を積み上げていくというか、広げていくのかという視点は、やはり活動の中に入れていただきたいなと思いました。ありがとうございます。

○納米委員 納米ですが、よろしいでしょうか。

資料4が、参考として、現在の計画とその骨組みの中でどういう施策が、それぞれの骨の中に盛り込まれているかという一覧が書かれております。この中身についても、次回は議論するのかということも、一つ質問です。

それと、これまでの議論を踏まえて、一つは加害者についてなののですけれども、現在の施策では、調査推進の中に、配偶者暴力被害者に関する調査研究と加害者対策の在り方検討というふうに二つ入っています。

これ今、国のDV防止法でも、加害者対応については、調査研究のところに入っているということで、こういう位置づけになっているのかなと思うのですけれども、この加害者について、もう少し上のレベルに出せないものなのだろうかということを提案したいというのが1点です。

それから、実は、私も藤森先生と同じ家庭裁判所で調停委員をやっておりまして、それで、調停の中では、DVの問題もよく出てまいりますし、それから、性被害とか、性犯罪の話も出てきます。そうすると、実にいろいろな加害者、いろいろな被害者がいら

っしゃるのだと思います。

被害者については、これまでいろいろな被害者の方がいるのだということは、世の中に知られるようになってきているかと思うのですけれども、加害者というのがどういう人なのかというのが、あまり知られていないように感じます。

確かに藤森先生がおっしゃるように、発達障害をお持ちなのではないかというケースもありますけれども、それ以外に、例えば性依存的な傾向を持っていらっしゃる方で、盗撮をしてしまうとか、痴漢をしてしまうとかいうことが原因となって、離婚の問題でもめて家庭裁判所にいらっしゃるとかいうようなケースもあって、実に様々な加害者の方が、年代もそうですし、お子さんがいる方もいるし、いない方もいて、様々なのだと思うのです。

なので、やはり加害者とはどういう人なのかということが、もう少しリアルに分かるような発信もしたほうがいいのではないかと思います。

お子さんのことについて、巻き込まれるというのは本当にそのとおりで、例えば夫が何らかの性犯罪をしてしまったというようなとき、離婚の話になるわけですが、でも、お子さんにとっては父親なわけで、そうすると、お子さんは傷つきますよね。それを親御さんはどういうふうに伝えるのか、伝えないのかといった辺りもとてもセンシティブな問題で、大変だだと思います。

三つ目が、その被害が低年齢化しているということについてです。東京都でのワンストップの支援センターにどういう相談が入っているのか、その傾向がどうなのか、そこで低年齢化というようなことがあるのかどうか。

ほかのワンストップをやっている方から聞いた話ですと、本当に低年齢化していて、例えば11歳の少女に対して、加害者が13歳であるといったような例について相談が入ってくるという話を聞きます。

そうすると、性交同意年齢は13歳ですから、当然、大人がやったら犯罪になるけれども、14歳未満の少年だと刑法犯にはならず、触法少年ということになっていくのでしょうか。

そういったケースが、マッチングアプリですとか、SNSの発達ですとか、そういうようなことも相まって、とても増えていると聞きましたので、そういう低年齢化と、それから、ネットとの関係というようなことについても書いたほうがいいのではないかなというふうに思いました。以上です。

○藤森部会長　ありがとうございました。

性被害というところでは、そういう低年齢化というところは、出てきているというのは現実だと思います。SNSの発展等で福祉犯被害という、子供が成人の人にだまされて性被害に遭うというのも低年齢化していますし、子供どうしの性加害、性被害ということもあるというところは、現実的に出ています。

この裁判所の考え方と言うと、親は親だから面会交流はさせましょうみたいなことを言っているのですが、実は、やはり父親が性犯罪者であるときに、面会交流をどうするのかみたいなことというのは、非常に難しいところではあるので、親権を持つであろう母親なりの正しい知識を持ってもらうために、裁判所ではこうしなさい、ああしなさいというふうにはなかなか言えないので、そういった対応を当事者が勉強していったでくということも必要かなと思っています。

まだまだ、どこに行ったらどういうことを教えてくれるかということ、キャッチできるところが少ないかなというところはあります。

被害者の視点で、時々、加害者プログラムを受けています、円満調整してくださいとか言う方がいるのです。僕は週2回も違う団体に行ったり病院に行って、加害者プログラムをワンクール受けて、もう終了しましたとか、そういう方がいるのですけれども、では、その方を終了したからといって安心できるかということ、そうではないだろうというところはあります。

やはり性加害者の依存性の問題というところは出てくるし、暴力に関しても同じようなことが言えると思うのですが、まだ、アルコール依存ほど、その依存性について、皆さんが共通の認識を持っているというところは少ないかなというところはあって、しかも、当事者は、またそれを治せるものなのか、治るものなのか疑心暗鬼、加害者本人が疑心暗鬼であるというところもあると思います。

そのほうに力を入れる、納米委員はどのような視点で加害者の更生なり何かをしたほうがいいのかというふうにお考えありますか。

○納米委員　私も、確たる答えを持ち合わせているわけではないのですが。

国は多分、刑法に乗った流れでの、例えば施設内でのプログラム、それから、保護監察になった場合には、保護観察所で何らかのプログラムを展開していくとか、執行猶予になった場合はといったようなことを考えられるのではないかなと思うのです。

それは確かに、そうすると全国カバーできますし、保護観察所は必ず全国にあるから。

一方で、刑事司法に乗るというのはごく少数なわけなので、カバーできる範囲は狭いなと思うわけです。

そうすると、そうではない人たちに対して、民間団体が現在行っているものについて、どのようにその担い手を増やして、その中身をよりよくブラッシュアップしていったっていくかということが課題になってきていて、そして、保護監察系のものと、それから、地域内でやっていくものとの二つの連携というのでしょうか、関連性をどう持っていくのかというのが課題になってくるのではないかなと思います。

○濱田委員 よろしいですか。濱田です。

納米委員の今のご指摘と先ほどのご指摘を合わせてなのですが、私は心理臨床をやっているので、つい職業病で何かそういうふうに見過ぎなのかもしれませんが、全てを決めつけるわけでは、もちろんありませんけれども、やはり加害も被害、DVの場合、加害、被害に、いわゆる発達障害であったりとか、あるいは、精神疾患の中でもパーソナリティー障害的なものが絡んでいるケースは、臨床の現場の実感としては結構あるかなという感じがしてまして。

先ほど部会長からのご指摘のあった、発達障害の方が加害をやってしまうという場合もあるのですが、たまたまなのかもしれませんが、私のところに最近相談に来られる男性の被害者の方が、被害者側が割と発達障害的な傾向をお持ちで、配偶者の方、女性のほうがちょっとパーソナリティー障害的な傾向をお持ちというパターンが結構あるのです。

やはり、かなり依存的であったり支配的になったり、なかなか人間関係が持ちにくい妻と、それをうのみにしてしまって、ずっと受け入れてしまって、被害意識をなかなか持ちにくい男性みたいな組合せを結構、最近お会いしているのですけれども。

加害者をどうするかという、先ほどの議論の中に、もちろん発達障害の方とか、パーソナリティー障害をお持ちの方というふうに決めつけるわけではないのですけれども、幾つかのパターンとして。

発達障害そのものは、もちろん治療はできないのですけれども、発達障害をお持ちで、その特性をどう自分の中でコントロールしていけるかみたいなことはできますし、パーソナリティー障害もなかなか治療にはつながりにくいものなのですが、何らかの形で気づいて、そういう形で人間関係を見直すというようなところで、治療と申しますか、ある種の障害というか、精神的な課題というのがあることも想定しながら対応できたら

なというふうに思いまして。

先ほど、精神科医療のところとの連携であったりとか、あるいは、精神科、公認心理師がもう少し関われたらなというふうに、私の職業上もあるのですけれども、考えていたりいたします。

その、ケアということです、加害者に対するケアということです。

○藤森部会長 ケアもそうですし、まず見立てのところですよ。

被害者も加害者も、この人のパーソナリティ特性と、そして、どのくらい社会適応力、自我能力があったりするとか、どこまでこの人に期待していいのかとか、このぐらゐのスモールステップで進んでいかないと、逃げるほうも、夫と別れるほうも逃げ切れないとか。

加害者も、そのことに関して、こちら側がどのくらい要求していいのかというところが分かりにくいという面では、委員の先生方が活動していらっしゃる部署に専門家を配置して、連携だけではなくて、常時、相談員の人が、この人はこうなのだけれどもというふうに相談できるような体制があると、すごくもっと柔軟に対応できるのではないかなという気がいたします。

私も、濱田先生、臨床心理士で公認心理師なので、この視点は非常によく分かります。

○濱田委員 おっしゃるとおり、本当に見立ての部分で、当事者である被害者ご自身が、その辺が分かって今後のことを考えられるのかどうかということは、非常に大きいのかなというふうに思います。

○片岡委員 加害者の特性ということでお話があって、多分いろいろなデータヘルスの問題であるとか、抱えている方も多いかと思うのですけれども。

一方で、私が病院の中のケースでお聞きするのは、あまり特徴がないというのも特徴だったりするものもあるのかな、というふうに思いました。

例えば加害者が医師であったりとか、弁護士であったりというような、社会的な役割を持った人である場合も結構多かったですし、やはりこういうふうな特徴があるって確かにあって、それを明確にすることも大事なのですけれども、いろいろな人がなり得るよというふうにしないと、特別な人だけが加害者になるというようなイメージというのは、何か逆にまたバイアスを生むのかなというふうな気もしているので、発言させていただきました。

○濱田委員

今のご指摘、そのとおりだと思いますので、啓発としてというよりも、むしろ支援者を養成するときの中身として、というようなイメージでお話しさせていただきました。ありがとうございます。

○藤森部会長　今、少し加害者の視点からの議論が進んできたのですが、ほかに何かありますでしょうか。

○佐々木委員　この「関係機関・団体の連携の推進」のところに、前回、何かいろいろ意見が出ましたと書いてくださっているの、私が言った部分が多いのですけれども。ここでは相談先を紹介する場合に、どこに、何を、どういう紹介をするか、基準が必要だと思いますな内容ををまとめてくださっています。

先日、相談員の話聞く機会がありました。東京都内で電話相談を受けている人たちです。

それ以前にしなければいけないことがあるのではと思い発言させていただきます。例えば電話相談の例です。親からの暴力を受けています、今、どこどこの区にいます、どうしたらいいですかといったときに、その今いる区で相談してくださいと言って、その区の配暴センターを紹介するという流れがあります。

そのようなときに、その区が配偶者とか、内縁関係の仲という、いわゆる同居を前提とした関係の人たちの相談しか受けていませんというところも、実際にあると言います。それで、紹介されて行ったけど、うちはその相談は受けていませんからといって帰されてしまうということが現実にあるということです。

なので、そこの整理をきちんとすることのほうが先かなと思っています。

個々の人のすごく丁寧な寄り添いというのは、大事なのですけれども、それ以前に、相談の全ぼうが分からない、誰も知らない。どこの区の配暴センターが、親からの暴力の相談は受けていませんと言って帰してしまっているというところがあることを、誰も知らないのが現実なのです。

でも、すごくやっているところは、兄弟からこのような暴力を受けて、今、困っていると云ったら、それではうちで支援しましょうと言って、証明書を出したりとか、頑張ってやってくれているところもあるのです。本当にそれぞれです。電話を受けた相談員さんはそこが分からないから、紹介するのがすごい困ると言っているのがリアルにあります。

なので、どこに、どういう場合にどこを紹介するといった基準を共有するというのは

大事なのですけれども、まず、配暴センターの相談は、配偶者であったり、内縁関係であったり、同居を原則とするとか、いろいろあると思うのですけれども、それを運用段階で、各配暴センターが、マイルールを持ってやっているというところは、やはりちゃんと確認して、一定の基準は満たすような、流れをつくっていただけるといいと思っています。

広域自治体としての、基礎自治体バックアップというものですよね。これは結構、重要なかなと思ったので、お知らせしたいなと思いました。

もう1ついいですか。

周知のところが1番になるかなと思うのですけれども。啓発というか、情報提供のところで最近よくあるのは企業です。女性が働き出しているので、企業がこの配偶者暴力についてどの程度認識があるかによって、暴力の被害者が逃げるときに、転勤させられたり、在宅ワークさせてくれたりだとか、とても配慮してくれる企業が出てきています。一方で、全く配慮がないとなると、もう辞めなくてはならない、そういう危険な人が来る、追跡があるのだったら、無理だよなといって辞めなくては行けないと。その差が大きいのです。

なので、企業に対して、配偶者暴力に対してはちゃんと配慮してあげてほしいということをどうやって知らせるのがいいのかわからないのですけれども、すごい差があります。

実際、今、在宅ワークができるようになったので、そういう意味では、もうパソコンを持って、Wi-Fiを持っていけば、全国どこでもできるようになっているので、企業が理解してくださると、とても被害者はありがたいということがあると思います。対象者にやはり企業を、どういう形で出すのか分からないのですけれども、それを入れてほしいということです。

あと、もう1つ、安全確保なのかな、生活自立なのかな、セーフティネット住宅というような言葉が出ていたと思うのですけれども、国交省とか、いろいろつながって、今、住宅を確保するのが困難な人たち向けの支援ができてきています。

ただ、セーフティネット住宅を見ると、自分の区内の人に対してしか駄目だということで、広域に使えないと、DV被害者の場合、利用できないのです。なので、そういう配慮があるとありがたいと思っています。

同時に、東京都のチャレンジネットで、一時住宅を貸してくれて、そこから仕事に行

って、自分の住宅を借りるまでの間、無料で住宅を貸してくれるありがたい制度なのですけれども、子連れだったら、すごい間口が狭いというのがあります。被害者の人たちが多様な支援を使えるように、何かバックアップしていただけるとありがたいなと思っています。

以上です。

○藤森部会長 三つの点を言っていました。

まずは、23区の配暴センターの受入れのところの、各区の対応の違いみたいなところがあって、ここではそれは受け入れられませんよみたいなことになって、そこで終わってしまう。

被害者の方は多分、そんなにエネルギーがないので、では、自分でもう1個探してと、次の支援先を探すところにまで至らないということが往々にしてあるかもしれないので、もう少し全区で統一して、しかも、自分のところでこの相談場所ではないですよという切り方とか、多分連携先を教えてあげたとしても、そこにまたたどり着くのが大変ですよね。

かなりケースをしっかりとひもづけて、次の場所に渡すということをしないと、もう力尽きるということは往々にしてあるかなという指摘だったと思います。これは東京都の中での23区に関して言うと、その区の中の水準をどう担保するかというところですよ。

もう一つ、企業の配慮というところは、これはなかなか難しいところだと思います。企業は法律で縛らないと動いてくれないところがあるので、配慮してくださる企業はとても素晴らしいところだとは思いますが、何だったら辞めればみたいな感じで、有能な人は残すけど、そうではない人は、では辞めてみたいなことになりかねないということもあって、委員のおっしゃるとおりで、何らかの企業への働きかけということも大事になってくるかなというふうに思いました。

もう一つは、最後の住居のところですよ。区内でというような縛りがあるということがあると、なかなか外に逃げるとか、そこに空きがないとかというところが出てきて、難しいところがあります。子供さんたちの転校とか、いろいろ考えると、すぽっとなかなか転居できないところはありますよね。

○佐々木委員 やはり離れたところに行く人というのは、現実には多いです。あまり近いところにいて、また同じようにトラブルになることは多いので。

○藤森部会長 先日、6月に、これは西東京市の女性の方が、元DV夫、離婚はしているのだけれども、刑務所から出てきて、脅迫の電話やメールがあつて、執行猶予を取消しにしてくれと警視庁が動いたのだけれども、急ぐ間に合わず、結局、殺人で亡くなってしまったという事件がありましたよね。

被害者の方は、引っ越さなきゃというふうに思ったのだけれども、どうしても子供2人を連れて、自分もスナックを開業されていたので、それを全部捨てて、じゃあ引っ越すかといったところで、腰が重くなってしまって引っ越しをしませんでした。犯人はすぐそばにいて、刺し殺してしまったという事件がありました。

本当に殺人に至ってしまったというので、即時性に、即応性をどうするか、被害者の方の緊迫度をもう少し高めるにはどうしたらいいかというようなところ、大きな課題が残っているということが記事には載っていました。

これ一つではないです。幾つかの支援の鎖がうまくはまらなかったために、こういうふうになってしまったというところではあると思います。

○佐々木委員 いろいろな支援はあるのですが、個々を見ていくと、DV被害者には使いにくいものが結構あるので、その被害者の、何か相談証明とかを持っていけば、ある程度広域で、ほかの区のセーフティネットを使えるなどの流れができてくるとありがたいと思います。

○藤森部会長 ありがとうございます。

本当に現場の実際のお困り事が、具体的に私たちに分かって、大変貴重なご意見をありがとうございました。

○納米委員 配暴センターが、各自治体によってサービスが違うというのは、何とかならないのでしょうかというのが。

国は基本方針を出しているわけですよね。でも、これも別に拘束力があるものではないというのでしょうか、ある区ではできることが、ほかの区でできなかったりというのは、そんなことがあっていいものかというのが、すごく疑問です。

23区は一応、曲がりなりにも全区に配偶者暴力相談支援センターが設置されようとしていますけれども、多摩地域には配暴センターはゼロなのです、今。そうすると、多摩地域に住んでいたら、都の配暴に相談するしかないということで、そこでも地域差が起こってしまうので、やはり都内での地域格差をなくしていくというのは、一つやらなくてはいけないのではないかと思います。

あと、配暴センターといっても、配暴センターを男女共同参画部局が受けている場合と、福祉部局が受けている場合とあると思うのです。そこでも、つなぎ方ですとか、相談の受け方ですとか、やれることの内容に違いがあるのかもしれない。

男女系で相談を受けて、具体的なケースワークについては、福祉のほうにつなぐわけですね。でも、福祉がやって、相談を受けていれば、自分の部局の中で福祉のケースワークというところに行くというので、ケースワークという意味では、もしかすると、福祉がやっているほうがつながりやすいのかもしれないし、そこら辺も何かもう少し実態を見て、全体としてよくなっていくようにしていただきたいなと思いました。

○佐々木委員　そうですね。

もう1ついいですか。配暴センターの管理職の方から聞いたのですが、女性支援にも福祉系とか、子育てだとか、男女系という、女性支援の縦割りがあって、いろいろな通知とか、そういった情報が共有されないと言うのです。

福祉系と配暴系がうまく連携が取れているところはいいのですが、その関係性が弱い場合、お互いの情報が全く入らないと困ることがあります。例えば東京都の福祉系でやる管理職向けの研修みたいなのがあった。そういうのありますよね、行かれるのですかみたいな話が出て、いや、私はそういう話は聞いていませんと、もう全く門外漢なわけです。それをなくすために何かできないかなと思います。

女性支援のルートを一本化する、何か情報を共有するためのルートを一本化するとか、そういうものが一つできると安心です。支援者も安心だと思います。

この情報はここ、この人たちは知っているのだろうか、知らないのだろうか、言っているのだろうかみたいになるのも困るので、そこは新しい流れをつくっていただくと安心かなと思います。

○藤森部会長　恐らく、支援のデータベースが、配暴センターそのものによって把握の仕方が違うので、きっとそこにたどり着くまでに切れちゃうというところがあって、これも利用できるよね、この場合これも利用できるよねみたいなのが、ぱっと挙がってきて、それで、ここはチェック、ここに連絡とか、ここにつなげる、このサービスもあるよねみたいなものが、フローチャートのようにできてくるといいなと思います。

今すぐではないかもしれませんが、A Iにそれを読み込ませて、相談員の能力とか、個体差だけではなくて、それがぱっと挙がってくるというような形にしていけるプログラムを組むというのは、一つの考え方かなと思います。

○佐々木委員 AIに聞きましたというのがあります、AIに聞いて、相談に来ましたという人たちはもう増えてきてはいるので。

○藤森部会長 そうですね。AIに聞かれてここに来ただけけれども、こちら側が、何というか。

○佐々木委員 そうです、ばらばら。

○藤森部会長 ばらばらだと困るので、都としてのデータベースをきちんと整理して、そこからピックアップできて、相談員が漏れなく、漏れのない支援をできる、または、ちゃんとつなげる、支援のプログラムにつなげられるということができるといいですね。最近ChatGPTとか、いろいろなAIに相談すると、きちんと答えてくれます。人間に相談するよりも、すごくプライベートなことなので、相談しやすいという方もいらっしゃると思います、AIのほうが。地域格差をなくすというところのテーマの中で、その一つ大きな提言になってきたかなというふうには思いました。

○片岡委員

確かに地域格差の問題には、親委員会のほうでも、やはりもともとが女性議員の割合から23区内と市のほうでは違ったりとか、様々なものが違っているので、格差をどうやってなくしていくのかというのは、でも、都の事業だからこそ、その格差をなくすというのできるのかなというふうに思って、何かすごく期待できるなというふうに思いました。

私たちのように、母子保健は市区町村の管轄になるので、そうすると、府だとか、市をまたいでのサービスのものすごい大きな違いを、格差をなくすというのがすごく難しいですけども、この都ということの枠組みの中での格差をなくすというのはやりやすいのかなと思ったので、何かぜひ取組に入れていただくといいかなというふうに思いました。

あと1点、前も言ったのですけれども、やはり医療の場というのは、活用できるのではないかなというふうにも思っています。

病院の中で、今DVであるとか、性暴力に関して、それから、子供の虐待も含めですけども、委員会を立ち上げていたりとか、大きな組織の中での取組というのを一生懸命今やっている、それを広げるという意味合いで組織的に取り組むということをはじめているとか、それを発展させているという病院がたくさんあるので。

せめて都立病院とかで、やはりこのDVの取組を先進的にやっているというような好

事例にさせていただいて、その好事例を都の中のいろいろな病院にも広げていけると思うので。

例えば、この前もご紹介しましたDVのスクリーニング、患者さんであるとか、妊産婦さんに、こういうことはないですかという簡単な質問をして、そして相談をしていく、そして次につなげていくというような、1番初めの早期発見というところの活動を、その後の支援をしている方には、またどんどん対象者さんを増やしていくことにはなるけれども、やはりそれをやっていかないと、私たちのような一時的な支援を行っているところには大事かなと思うので。

都の中の今回の取組の中に、そういうふうな病院での好事例的な取組を支援したりとかというのをに入れていただけると、もっと進展するのかなと思いました。

○藤森部会長

病院は、虐待に関しては、中にちゃんと委員会があって、すぐ通告するとか、警察に行くとか、児相に通告みたいな、とてもはっきりしているので、そこはすばらしいなと思います。

子供に関しては、学校も児相への通告が、以前に比べては非常に早く迅速にできるようになりつつはあるし、性暴力被害に関しては、親からの性虐待などに関しても、その日、もう分かった時点で学校は子供を帰さずに一時保護に連絡するみたいなのはできているので、こういうシステマチックな法律の下でちゃんと動いていくということが、他の機関でもできるようになるといいなと思います。

○片岡委員 この虐待に、このDVのことというのは、やはりすごく、先ほども出ていましたけれども、いわゆる面前DVであるとかというのもあるので、病院の中のそういうふうな委員会でこのDVのことに関しても取り上げてもらって、委員会で対策を考えていただいて、次にリファしていくというようなのを、面前DVをもっと入れていただければいいなと思います。

○藤森部会長 そうですね。被害者の方の中にも、面前DVが子供の精神健康に、また身体的健康に影響を及ぼしているのだという自覚がまだまだ乏しい方がいらっしゃいます。子供がやっと言語化できるようになって、お母さん逃げようとか、もう駄目と言って、初めて腰を上げる方も少なくないのです。

だから、そういう面では、本当に元の話に戻りますけれども、それは、実は暴力なの

だよ、暴力の目撃もトラウマになるのだよということを、教えていけるような発信源が必要かなというふうには感じます。

最後に何かおまとめになりたいご意見があれば、よろしく願いいたします。

○佐光委員

一つ、住居についてお伝えしたいと思います。住居、住宅セーフティネット制度というのがあったり、様々な住宅支援はあるのですけれども、周りを見ていて、出た当初の初期的な段階での住宅支援だと、5年以内とかという縛りの中で優遇されていますよというのがあるのですけれども。

今、ずっと見てきて、そこを通り越した後、もう5年以上たって、でも困り事は常に、特に住居にはずっとついて回っている、転々としたところから落ち着きたい。落ち着きたいけれども、もう5年以上たっているとかという人がいて、それでも何とかやってくるのだけれども、10年ぐらいたつと、50代、40代だった人が50代、60代、70代になっていく。そうすると、今度は、この先自分はどうなるのだろうということとか、簡単に引っ越しができない状況が深刻になっていくとか、住居の問題がついて回ります。

そうすると、そういった枠組みの変更といいますか、5年というような縛りはなく、中長期的に使えるセーフティネットがあったらいいなというふうに思います。

本当に大勢の人が、ずっと何年も何年も都営住宅は申し込んでいるけれども、当たらない、もう待たないのですよ、回復していくために、もう時は過ぎていくわけですから。

早い段階で住居が、回復の環境を整えるという視点から、よりよいものになったら、回復が早まったり、いい方向に行けたりすることが、すごく住居がキーワードになると思うので、その辺を少し見直したり、新しいものをつくったりしていただければと思います。

○佐々木委員 住居について、もう1ついいですか。

○市と民間団体の〇さんと、あとURの住宅という三社で、建て替える前の住宅をもう建て替えるからと理由で生活保護の基準の家賃で入れるようにしたという、協定を結んで使っているというのです。それは、すごい良い考えです。

だから、URの住宅は全国どこにでもあるので、そういうことを東京都として全域でやっていただけると、使いやすいことになるのだろうなと思います。

だから、〇さんに来た被害者を空き家に入居させているのと聞きました。だから、そういうことができていくといいかなと期待しています。

○佐光委員 ぜひ、空き家とかの活用も、そういうところに取り入れていただければと思います。

○藤森部会長 多分、全国で一番東京が住居費は高いし、23区はもっと高いでしょうし、その問題をどうクリアしていくかというのは、生活の基盤になりますよね。

あと、中高年になって離婚して、配偶者から逃げてといったときに、預貯金はない、日々の暮らしも自分で働いても、パートであったりとか、100万円から200万円を行ったり来たりで、老後資金はどうするのだと、年金分割があったとて、それはもう全然、今後の生活の保障にならないということになったりすると、本当にそこは難しい問題です。

先ほどの問題に戻ると、子供のために我慢する、学費を出してもらうためには、夫のところにいなくてはいけないみたいな形で、我慢しているカップルも、被害者の方も実はいたりすることを考えると、住居の安全性と担保、安い賃料で借りられるというところは大きいかなとは思いますが。空き家対策の中で、前回の会議のときに、空き家対策を積極的にということであったのですが、その辺がまだ、被害者の方になかなか見えてこない感じになっていますよね。

そこに引っ越そうというところまでには、うまく運用が潤滑にいていないのかなという疑念があるので、そのところをより明確化してもらったりとか、先ほどのうまくいっている例があるのでしたら、皆さんに周知していただければありがたいかなと思います。貴重なご意見をありがとうございました。

それでは、大体、議論、最後に何かどうしてもおっしゃりたいということがあれば、お聞きしますがいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

多くの貴重な意見、ありがとうございました。時間の都合がございますので、本日の部会はそろそろまとめに入りたいと思います。

本日の議論を踏まえ、事務局で中間まとめ案を作成し、次回の部会で検討していきたいと思います。

会議次第の3、その他でございます。今後のスケジュールについて、事務局から説明してください。

○両角部長 次回、第3回部会ですけれども、9月の中旬を予定してございます。

次回の部会で、審議会総会において、部会として報告する中間のまとめの案についてご検討いただきまして、10月に予定しております第2回の総会で、中間のまとめ案を部会から総会に報告したいと考えてございます。

具体的な日程につきましては、改めてご連絡させていただきたいと思います。

中間のまとめ案をつくるに当たってのご相談なのですけれども、今日もたくさんのご意見をいただきました。第1回の総会部会でも意見をいただいております。

ただ、これを中間のまとめにどのような形で反映させるかというところなのですけれども、かなり複数の、例えば今日で言えば、加害者ですとか、団体支援の話とか、議論が集中したところについては、ここは論点にしていくのだなと事務局では理解できたところもあるのですけれども、そうでなくて、お一人の方の意見が1回出ただけとかいうところもございます。今日で言えば、調査研究とか、人材育成というところについては、残念ながら議論のお時間がなくて、触れられていないというような状況になってございます。

今まで意見が出ていない分野もありますが、一旦、事務局でそこも含めて、このような形で中間のまとめで出したらどうかな、という案を出させていただいてもよろしいでしょうか。

委員の皆様からご意見がない中で、事務局の案として出すのは、僭越ではないかという気はしておりますが、中間のまとめの中で、例えば人材育成に全く触れないでいいかというと、そうでもないと思いますので、一旦お出しさせていただければと思います。

可能であれば、メールなり、オンラインのツールを使いながら、皆様と何回かやり取りさせていただいて、その中で整理して、次回の部会を迎えられたらどうかなと思っておるのですけれども、いかがでしょうか。

○藤森部会長 はい、それで結構だと思います。

そのT e a m sでやるというのは、事務局と個別の委員とのやり取りという形でよろしいですか。

○両角部長 そこはご相談だと思います。事務局と個別の委員とやるのもありだとは思いますが、事務局と1対1というよりは、事務局も含めて委員の皆様と共有した形でやるのはどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤森部会長 いかがでしょうか。

今日、皆さんに本当に自由に意見を言っていただいたので、非常に濃く意見が出たと

ころと、そうではないところの差があったというところを、事務局としてはもう少し補強するところを確認したいという意味で、オンラインで会議をとというご提案なのですが、その賛成をいただけますでしょうか。

○両角部長 事務局のたたきの文案をお送りさせていただいて、それについてご意見をいただく、適宜修正いただくという形でもいいのかなというふうに思っております。

○藤森部会長 両方必要かもしれませんね、もしかしたら。

せっかくの意見なので、このところはこうというふうに、文書での意見交流もありますでしょうし、全く、調査のところとかあまり触れられていなかったのも、皆さんに意見を伺うということもあり得るかなと思うのですが。

事務局にお任せしていいですか。

どちらの方法を採るかも含めて、事務局が進捗と兼ね合わせてご検討いただいて、全員集まったほうがよければ、またT e a m s でやるとか、個々の対応をやるとか、いろいろ方法があると思うのですが、先生方、皆さんご協力いただけるようなので、それでよろしいと思います。

○平澤課長 平澤から、よろしいでしょうか。

委員の皆様のスケジュール、ご多忙なところもあると思いますので、個別にご相談させていただきながら、効率的に効果的に調整できる方法をご提案させていただければというふうに考えております。

○藤森部会長 はい、よろしくお願いいたします。

委員の先生方には、連絡待ちという形でよろしいでしょうか。

では、本日の会議はこれで終了でよろしいですか。

では、皆さん、お疲れさまでした。ご苦労さまでございました。

(午前 11 時 59 分 閉会)